平成 29 年 4 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社　出版事業部

所得税法　理論サブノート
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2017 年　税理士試験受験対策シリーズ

所得税法　理論サブノート（平成 28 年 8 月 25 日第 16 版発行）

ISBN　978-4-86486-379-7

所得税法等の改正に伴う『理論サブノート』の修正表

税制改正に伴い、理論サブノートの記述を改める必要が生じました。
下記の該当箇所を修正又は差し替えてご利用いただきますようお願いいたします。

[　　] の部分については、理論サブノートの該当箇所を直接修正して下さい。

[　　] の部分については、点線に沿ってハサミ等で切り取り、理論サブノートに貼り付ける等してご利用下さい。なお、規定本文中にアンダーラインが付されている箇所は、朱文字に相当する用語となります。

問題１－１　納税義務者と課税所得の範囲等

P10〔2〕課税所得の範囲

⑵　非永住者……国外源泉所得（国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として一定のものを含む。）以外の所得…
↑
【追加】

P12〔5〕復興特別所得税　⑵ 基準所得税額

②　非永住者……国外源泉所得（国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として一定のものを含む。）以外の所得…
↑
【追加】

問題１－３　納税地

P16〔2〕納税地の特例　⑶

（2行目～3行目）
…の所轄税務署長及びその居所地（⑵の場合は事業場等の所在地）の所轄税務署長に納税地の変更の…
↓
【削除】

P17〔6〕納税地の異動の届出

（2行目）
…遅滞なく、その異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長に…
↓
【削除】

問題５－４　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

P141

〔9〕災害により居住の用に供することができなくなった場合

〔1〕の適用を受ける家屋（従前家屋）が災害により居住の用に供することができなくなった場合において、居住年以後 10 年間の各年のうち、その居住の用に供することができなくなった年以後の各年は、その年 12 月 31 日まで引き続きその居住の用に供している年とみなして、〔1〕の規定を適用することができる。
ただし、次に掲げる年以後の各年は適用しない。

⑴　従前家屋又はその敷地等を事業の用もしくは賃貸の用又は親族等へ無償で貸付けの用に供した年

⑵　従前家屋又はその敷地等の譲渡をし、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける場合におけるその譲渡した年

⑶　新たに取得した家屋について〔1〕の適用を受けた年

問題 11－1　復興特別所得税

P206〔3〕基準所得税額

⑵　非永住者……国外源泉所得（国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として一定のものを含む。）以外の所得…
↑
【追加】